

ストレスチェック業務委託（令和 8 年度から令 和 10 年度） 公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 1 月 21 日

成田市企画政策部人事課

1. 業務概要

(1) 業務名称

ストレスチェック業務委託（令和 8 年度から令和 10 年度）

(2) 業務の目的

本業務は、労働安全衛生法に規定された心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行い、個々の職員に対し自らのストレスの状況について気付きを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を図ることを目的とする。なお、高ストレス者と判定された者から申出があった場合、医師による面接指導を実施する。また、ストレスチェックの検査結果を所属ごとに集計及び分析をすることにより、各所属の職場環境の改善につなげることを目的とする。

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 委託料

3,271,950 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする単価契約とする。

2. 提案の手続き等

(1) スケジュール

①公募開始日	令和 8 年 1 月 21 日（水）
②質問書の受付締切日	令和 8 年 1 月 28 日（水）
③質問書への回答	令和 8 年 2 月 2 日（月）予定
④参加申請書の受付締切日	令和 8 年 2 月 4 日（水）
⑤企画書等の提出締切日	令和 8 年 2 月 19 日（木）
⑥選考結果の通知（発送）	令和 8 年 3 月中

(2) 参加申込手続き

①参加申込期限

令和 8 年 2 月 4 日（水）必着

②書類提出方法

成田市役所人事課まで郵送

※封筒表面に「ストレスチェック業務委託参加申請書在中」と朱書きし、書留または簡易書留にて送付すること。

※窓口受付は行わない。

③参加申込に必要な書類

- ア 参加申請書（様式①）
- イ 会社の概要が分かる書類（パンフレット可）

（3）質問の提出方法等

本プロポーザルでは説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

① 質問の受付期間

令和8年1月22日（木）～令和8年1月28日（水）午後5時まで

②提出書類

質問書（様式②）

③提出方法

本件に係る質問は、電子メールで提出すること。なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

（送付先） jinji@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【質問】ストレスチェック業務委託／法人名

④質問の回答

質問の回答はホームページに掲載する。（令和8年2月2日（月）予定）

（4）企画書等の提出

①提出期限

令和8年2月19日（木）必着

②書類提出方法

成田市役所人事課まで郵送

※封筒表面に「ストレスチェック業務委託企画提案書在中」と朱書きし、書留または簡易書留にて送付すること。

※窓口受付は行わない。

③参加申込に必要な書類

ア 提出票（別紙③） 1部

イ 企画書（A4版） 8部

・ストレスチェックの実施方法、内容、特徴及びアピールポイント等が詳しくわかるもの

・次に掲げる書類を添付すること

①ストレスチェック調査票

②ストレスチェック個人結果票（記載見本）

③医師による面接指導勧奨文

- ④集団分析結果（記載見本）
 - ・業務スケジュール
 - ・その他、本業務に係る特徴的な取り組みや提案などがあればその内容
- ウ 会社概要（A4版） 8部
 - ・貴社の事業概要、有資格者の配置のほか、本業務のための実施体制が分かるもの。
 - ・有資格者の資格、情報保護に係る認証等を確認可能な書類を添付すること。（写し可）
- エ 業務実績一覧表（A4版） 8部
 - ・過去3年間に受注した同種・類似の業務について、発注者及び受注業務概要が分かるもの。
- オ 見積書 8部
 - ・仕様書の予定数量（対象人数及び委託業務内容）に基づく予定総額（消費税及び地方消費税を含む。）での見積もりとし、各年度における必要経費の積算内訳を記入したもの。

（5）その他企画書全般に係る留意事項

- ①参加希望者1法人（団体）につき、提出は1件とする。
- ②用紙はA4判として、A3判はA4判に折り込み、これをまとめて綴じたものを提出する。
- ③（4）③イ～エの提出書類については、事業者名及びロゴマーク等の事業者を特定できるものを伏せて提出すること。
- ④提出された書類は返却しない。
- ⑤提出された企画書等は公平性、透明性及び客觀性を期すため公表することがある。
- ⑥以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・その他、行為が法令違反であり、選考結果に影響が生じるおそれのあるとき。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方自治法施行令第167条4の規定のほか、次の各号に該当しない者であって、本業務の公募開始日から企画書等の提出締切日までの令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿に「委託」部門「医療・医事・給食」として登載されている者とする。

- ①成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名措置を含む。），又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）の規定による入札参加除外を受けている者。
- ②手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は本プロポーザルの参加申込日前 6 ル月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ③会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- ④民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。

4. 評価および受注者の決定について

（1）選定趣旨

公募型プロポーザル方式とし、ストレスチェック業務委託選考会（以下、「選考会」）において、下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。

①書面による審査

提案内容に関するプレゼンテーションは実施しない。

②選定基準

（2）「選定基準」による。

③契約候補者の特定

- ア 提出された企画書等を審査し、各委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を契約候補者として決定し、契約締結に向けた手続を行う。（点数が同点になった場合は、選考会の協議により契約候補者を決定する。）
- イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 選考会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各委員の評価点の合算値を平均した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- オ 選考結果は、別途文書で通知する。
ただし、選考結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(2) 選定基準

評価項目は、以下のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点
1	実施体制評価	・本業務の実施にあたり、信頼できる体制が確保されているか。 ・効率よく業務が遂行できる体制が整っているか。	5点
2	業務実績評価	・類似・同種の業務実施について豊富な実績があるか。	5点
3	企画内容評価	《ストレスチェック調査票》 ・質問数及び質問内容は適當か。 ・帳票は見やすく、回答しやすいか。	20点
		《ストレスチェック個人結果票》 ・必要項目を掲載しているか。 ・分かりやすく、見やすい構成となっているか。 ・セルフケアに関するアドバイスは具体的で分かりやすいか。 ・翌年度以降再契約した場合、経年変化を把握できるか。	20点
		《医師による面接指導勧奨文》 ・分かりやすく、見やすい構成となっているか。 ・表現の仕方は適當か。	5点
		《集団分析結果報告書》 ・分かりやすく、見やすい構成となっているか。 ・詳細な分析がなされているか。 ・職場環境改善のための具体的なアドバイスを得られるか。 ・翌年度以降再契約した場合、経年変化を把握できるか。	15点
		《その他独自の提案事項（アピールポイント）》 ・優れた企画力、技術力、有効性等はどうか。	15点
4	情報保護評価	・個人情報保護に係るセキュリティポリシーを定め、適切に情報が管理されているか。 ・情報セキュリティーの認証を取得しているか。	5点
5	価格評価	・積算額は予算見込み額の上限を超えていないか。 ・積算額は必要最小限に抑えられているか。	10点

5. 担当部局

(住 所) 〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 3 階

(担当課名) 成田市企画政策部人事課

(電話番号) 0476-20-1505

(F A X) 0476-24-1006

(E メール) jinji@city.narita.chiba.jp